

法改正への対応と業務効率化をご支援します！



ご存じでしょうか！？

電子帳簿保存法改正

(令和4年1月～)

政府が取り組む税務手続き電子化推進の一環で、年々、電子帳簿保存法は要件が緩和されています。**2022年（令和4年）にも大幅な改正**が予定され、承認制度が廃止されるなど緩和される一方、厳格な保存が求められるなどお客様の業務へ少なからず影響がある可能性があります。

令和4年1月以降の主な対応ポイント

※下記は法改正内容を抜粋してご案内しております、詳細は国税庁HP等でご確認ください。

国税関係帳簿に関する対応ポイント～帳簿データ保存

- 事前の承認制度が廃止。
- 検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定。
- 優良な電子帳簿システムで「特例国税関係帳簿」を保存する場合、インセンティブ措置が講じられる。

国税関係書類（取引関係書類）に関する対応ポイント～スキャナ保存

- 事前の承認制度が廃止。
- 訂正または削除を行った事実及び内容が確認できれば、タイムスタンプに代えられる。
- 業務サイクルと同様に最長2カ月以内に付与。受領者の自署も不要。
- 検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定。
- 隠蔽、仮想された事実などによる申告漏れ等の場合は、重加算税の10%が追加徴収。

電子取引データに関する対応ポイント～電子取引データ保存

- 電子取引データを書面出力して書面保存することを不可。
- 検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定。
- 隠蔽、仮想された事実などによる申告漏れ等の場合は、重加算税の10%が追加徴収。
- 電子取引データの厳格な保存が求められます（以下の①～④のいずれかの措置を行うこと）。
 - ①送信者側のタイムスタンプ付データを送信・受信者側は検証機能
 - ②取引情報の授受後、タイムスタンプを付与・保存担当者情報を確認できるような措置
 - ③訂正削除できない(又は訂正削除履歴が保存)システムでデータを授受及び保存
 - ④正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用

JIIMA認証取得システムがお客様の電帳法対応をご支援いたします。



スキャナ保存ソフト
法的要件認証を取得



※認証番号：004500-00
※この認証ロゴは公益社団法人日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。
※JIIMA認証は「eValue V Ver1」で取得しています。



会計

電子帳簿ソフト
法的要件認証を取得



※認証番号：101700-00
※この認証ロゴは公益社団法人日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。
※JIIMA認証は「SMILE V 会計 Ver1」で取得しています。

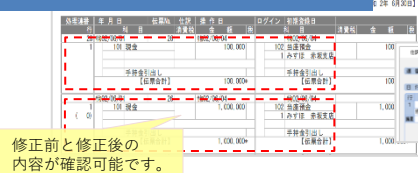
国税関係帳簿～帳簿データ保存運用例



会計

■ 真実性や可視性の確保など、特例国税関係帳簿の機能要件を備えた会計システムです。

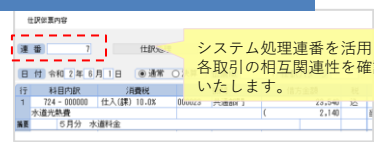
■ 「訂正・削除履歴の確保」運用例



修正箇所を赤字表記いたします。

修正前と修正後の内容が確認可能です。

■ 「相互関連性の確保」運用例



システム処理連番を活用し各取引の相互関連性を確認いたします。

国税関係書類（取引関係書類）～スキャナ保存運用例



ドキュメント管理

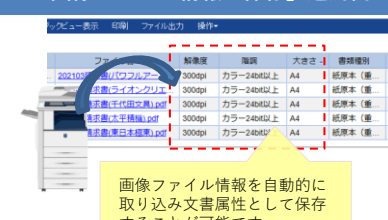
■ タイムスタンプ付与や画像ファイル情報保存など、機能要件に沿った運用が可能です。

■ 「タイムスタンプ付与」運用例



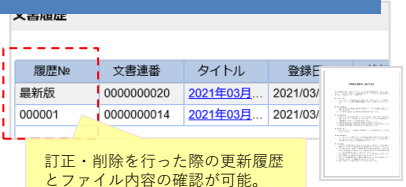
セイコータイムスタンプを付与する機能と一括検証機能を装備しています。

■ 「画像ファイル情報の保存」運用例



画像ファイル情報を自動的に取り込み文書属性として保存することが可能です。

■ 「訂正・削除履歴の確認」運用例



訂正・削除を行った際の更新履歴とファイル内容の確認が可能。

クラウド版を活用した訂正削除履歴管理のご提案も可能です。



電子取引データ～電子取引データ保存



ドキュメント管理

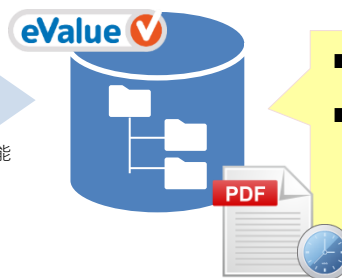
■ 「自社にてタイムスタンプを付与した場合」の運用例

※下記は運用例になりますので、法改正対応を検討される際は税理士または税務署にご確認の上対応いただけますようお願い致します。

電子で授受

- ・見積書
- ・納品書
- ・請求書
- ・契約書
- …など

- ・2ヶ月以内にタイムスタンプを付与する。
- ・タイムスタンプの一括検証機能が必要です。
- ・入力者または監督者の情報を確認できるようにする。



- 見読性の確保
 - ・整然とした形式で明瞭に出力できること
- 検索機能の確保
 - ・取引日付、取引金額、取引先名称で検索できること。
 - ・日付または金額の範囲を指定し2つ以上の項目を組み合わせで検索できること。
 - ダウンロードの求めに応じる場合は不要

※SMILE V、eValue Vは、株式会社OSKの登録商標です。
※記載されている会社名、製品名は各社の商標または登録商標です。

株式会社OSK

株式会社 OSK 企業サイト

〒130-0013 東京都墨田区錦糸1-2-1
マーケティング本部 販売促進課
Tel : 03-5610-1651

e-Mail : webmaster@kk-osk.co.jp

営業時間：9:00～17:30（土・日・祝日を除く）



<https://www.kk-osk.co.jp/>

SMILE V に関する情報を提供しています。

- 製品紹介
- ニュースリリース
- カタログ/各種資料
- イベント/セミナー



お問い合わせ先

株式会社 一進堂

〒351-0011 朝霞市本町2-2-47
電話 048-464-3515
FAX 048-465-0006
<http://www.issindo-e.co.jp>